

平成31年2月1日

第29回足立区景観審議会議事録

足立区役所 南館8階 庁議室

足立区景観審議会 会議概要

会 議 名	第 2 9 回足立区景観審議会		
事 務 局	都市建設部 都市計画課		
開催年月日	平成 3 1 年 2 月 1 日 (金)		
開催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 1 5 分		
開催 場 所	足立区役所 南館 8 階 庁議室		
区長の出席	有 (無)		
出席 者	会長 倉田 直道 委員	副会長 鈴木 誠 委員	署名委員 千葉 一輝 委員
	吉岡 茂 委員	佐々木 まさひこ 委員	山中 ちえ子 委員
	大竹 さよこ 委員	土屋 のりこ 委員	村田 雅利 委員
	齋藤 きよみ 委員	山屋 昭夫 委員	海老沼 孝二 委員
	砂原 桃子 委員	今井 和江 委員	窪田 数夫 臨時委員
欠 席 者	松下 希和 委員	工藤 康浩 委員	
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 長谷川 勝美 幹事	政策経営部長 勝田 実 幹事	資産管理部長 田中 靖夫 幹事
	産業経済部長 吉田 厚子 幹事	都市建設部長 大山 日出夫 幹事	市街地整備室長 佐々木 拓 幹事
	みどりと公園推進室長 臼倉 憲二 幹事	建築室長 服部 仁 幹事	

	そ の 他 区 関 係 職 員		
	政策経営課長 絵野沢 秀雄	産業政策課長 島田 裕司	企画調整課長 犬童 尚
	まちづくり課長 稲本 望	建築調整課長 成井 二三男	経営戦略推進担当課長 長澤 友也
	エリアデザイン計画担当係長 勝田 健児	西部地区まちづくり係長 神山 和洋	西部地区まちづくり係員 久保田 航平
	公園管理課長 山坂 延央	住宅課長 中村 博	団地建替調整係長 堀 幸裕
	団地建替調整係 主任 小林 翔		
	事 務 局		
	都市計画課長 大竹 俊樹	都市計画係長 大田 和弘	景観計画係長 山下 栄一
	景観計画係 主任 石原 希	景観計画係員 神田 恒平	景観計画係員 野崎 裕貴
	景観計画係員 大木 めぐみ		
	資料 ・第29回足立区景観審議会（平成31年2月）次第 ・第29回足立区景観審議会 委員名簿 ・第29回足立区景観審議会 座席表 ・第29回足立区景観審議会（平成31年2月）議案書 ・第2号議案説明資料1 足立区景観計画（案）について ・第2号議案説明資料2 西新井大師地区の特別景観形成地区指定に伴う景観計画改定内容説明資料 ・第2号議案説明資料3 特別景観形成地区「西新井大師地区」景観デザインガイド【和風の意匠による景観形成事例集】（案） ・第3号議案説明資料 興野町住宅地区景観ガイドライン（案） ・第29回足立区景観審議会（平成31年2月）報告書 ・報告1 足立区景観計画の改定方針（たたき台） ・報告2-1 花畑団地K1街区施設計画（本社ビル） 景観形成調整部会用資料 ・報告2-2 東京女子医科大学東医療センター移転事業 大規模建築物の建築等の事前協議説明資料 ・報告2-3 都営江北七丁目団地 足立区景観審議会資料 ・報告3 完了報告書（仮称）アイミッションズパーク舎人公園新築工事 ・参考資料 足立区景観計画 ・参考資料 足立区景観ガイドライン		
	その他 傍聴人：有・☒無（ 人） その他の参加者：有・☒無		

(審議経過)

○大竹都市計画課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日もお忙しいところ、第29回足立区景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます都市計画課長の大竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、出席委員の確認ですけれども、松下委員と工藤委員につきましては、所用により欠席というご連絡をいただいております。

続きまして、審議会の公開についてですけれども、本審議会は公開を原則としてございます。このため、会議記録につきましては区ホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため録音させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、皆様の席上のマイクの使い方ですが、ご発言の際に目の前の右側にありますスイッチを入れていただきまして、発言が終わりましたらスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日の説明ですが、わかりやすさを心がけてご案内させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては倉田会長をお願いいたします。倉田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉田会長 それでは皆様、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人は私と千葉委員が務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○大竹都市計画課長 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

事前に送付させていただいた資料が大変重く、今回持ってくるのが大変だったかと思っております。申し訳ございません。確認させていただきたいと思っております。

1つ目に、次第でございます。2つ目に、名簿。3つ目に、座席表。4つ目に、A4横の一綴りの議案書。5つ目に、審議案件資料といたしまして、右上に「第2号議案説明資料1」「説明資料2」「説明資料3」とそれぞれありますA4縦の一綴りの資料がある

かと思っております。同じく議案の資料といたしまして、「第3号議案説明資料」とありますA4とA3一綴りの資料。6つ目といたしまして、A4横一綴りの報告書。7つ目に、報告案件資料といたしまして、右上に「報告2-1」「2-2」「2-3」とありますそれぞれA4とA3一綴りの資料。最後に、右上に「報告3」とありますA3一綴りの資料が、事前にお配りさせていただいている資料でございます。

また、本日席上に、追加もしくは差しかえの資料といたしまして報告1の説明資料を配らせていただいております。事前に配付させていただいた方には机上にはございません。お手元の資料でご確認いただければと思います。

以上が本日の資料となっておりますけれども、資料の不足等はございませんでしょうか。ちょっと資料が多い関係で、途中、資料の過不足等お気づきの点がございましたら事務局にご連絡いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、参考資料といたしまして、景観計画をとじ込んでいる黒いファイルと、景観ガイドラインをとじ込んでおります緑色のファイルを席上に置かせていただいております。こちらの参考資料は必要に応じてご参照いただければと思います。

資料の確認については以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、事務局より本日の出席定数のご報告をお願いいたします。

○大竹都市計画課長 本日、定数17名のところ15名の出席をいただいております。審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

○倉田会長 ありがとうございます。

続きまして、本日の議題について事務局よりご説明をお願いいたします。

○大竹都市計画課長 本日の議題ですけれども、審議事項が2件、報告事項が3件ございます。

審議事項につきましては、第2号議案「西新井大師地区の特別景観形成地区指定に伴う景観計画の改定について」、第3号議案につきましては「興野町住宅地区景観ガイドラインについて」でございます。

報告事項につきましては、報告1「景観計

画推進部会の取り組みの報告について」、報告2「景観形成調整部会における審議結果について」、報告3「事前協議案件の工事完了について」でございます。

事務局からは以上です。

○倉田会長 ありがとうございました。

それでは、次第の1「審議」に入りたいと思います。都市計画課長より第2号議案の説明をお願いいたします。

○大竹都市計画課長 座ってご説明させていただきます。

それでは、第2号議案「西新井大師地区の特別景観形成地区指定に伴う景観計画の改定について」ご説明させていただきます。

画面をご覧ください。また、お手元の資料では議案書の1ページとなります。

議案の提出理由ですが、西新井大師地区の特別景観形成地区指定に伴う足立区景観計画の改定にあたり、景観審議会の意見を聞くためでございます。

次に、概要でございます。お手元の資料では2ページとなります。

平成29年3月に西新井大師周辺地区まちづくり協議会から、特別な景観のルールに基づき景観形成を誘導する特別景観形成地区への指定について、申請書が提出されました。独自基準の作成や届出及び事前協議手続きを変更するにあたり景観計画の改定が必要なため、足立区景観審議会、専門部会での検討、パブリックコメント等を実施してまいりました。今回、都市計画審議会への意見聴取の結果の報告を行い、景観計画（案）につきまして本審議会でご承認いただければと考えております。

ここで都市計画審議会での意見聴取の結果についてご報告いたします。景観法では、景観計画の改定に際しまして、都市計画審議会の意見聴取を義務づけております。このため、昨年12月に開催されました第63回足立区都市計画審議会での意見聴取を行っております。その際、3点のご意見をいただきました。

1つ目は、「和風」の意匠を意識したまち並みについて具体的な基準を設けて指導すべきであるという意見をいただきました。この意見に関しましては、建築物の意匠・形態について「和風」の具体的な制限を設けることは、地元協議会がより強固な規制を考えたときに、次のステップとして地区計画を策定

する際に検討していくと考えております。

2つ目は、西新井大師にふさわしいキャッチフレーズが必要であるというご意見をいただきました。この意見に関しましては、今後、デザインガイドを更新していく中で協議会とともに検討していきたいと考えております。

3つ目は、大師前エリアについて、参道や環状七号線からの景観に配慮すべきであるという意見をいただきました。この意見に関しましては、参道や環状七号線沿線については建替えに応じて今回策定する景観形成基準に基づき誘導していければと考えてございます。

このため、今回、これらの意見による景観計画（案）の変更については特にございませんでした。

続きまして、今回の景観計画改定の主な内容でございます。お手元の資料では議案書の3ページとなります。

現計画では「西新井大師周辺地区」とありますが、これを「西新井大師地区」と改めまして、特別景観形成地区に位置づけてまいります。

2では、「和風」の意匠・形態や西新井大師本堂への高さの配慮についてなど、独自基準を作成いたします。

西新井大師地区では、その中を8つのエリアに区分いたしまして、エリアごとに3の届出対象規模と4の事前協議対象規模を変更いたします。加えて、5として、一部のエリアにおいて新たな色彩基準である色彩基準Ⅴを策定し、誘導してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を離れまして、説明資料のほうでご説明させていただきます。お手元の資料では右上に「第2号議案説明資料1」と書かれた資料をご覧ください。

こちらの資料は、現行の景観計画に今回の西新井大師地区の基準を盛り込んだ資料となっております。変更箇所については赤字で記載しており、パブリックコメント後に新たに追記・変更した箇所につきましては下線を引いてございます。今回ご決定いただきたいのはこの資料となります。

49ページ以降に西新井大師地区の内容について記載しております。

パブリックコメント後の主な修正箇所といたしましては、50ページに眺望点につい

ての表記を追加し、51ページでは各エリアの区分けを新たに設けるなどしております。

この資料ではボリュームが多くて概要をつかみづらいため、今回変更する内容につきましてわかりやすくまとめたものが、右側に「第2号議案説明資料2」と書かれた資料となっております。

説明資料2の3ページでは、エリアごとの届出対象規模ですとか、事前協議対象規模、その他、形態・意匠等の景観形成基準について記載しております。4ページでは工作物開発行為の景観形成基準、5ページには建築計画時に確認できないものについての配慮事項を記載しております。7ページ以降には各色彩基準を記載しておりまして、具体的な色彩の範囲につきましてはこちらの資料でご確認いただければと思います。

続きまして、お手元の資料では「第2号議案説明資料3」と書かれた資料をご覧くださいいただければと思います。「景観デザインガイド」と申しておりますけれども、こちらを今回の審議会でご了承いただければ、以後、事務局が適宜修正して運用していきたいと考えているものでございます。

西新井大師地区の景観形成基準について、西新井大師地区にふさわしい「和風」の意匠や色彩を紹介いたしまして、地元の方や設計者とイメージを共有して計画に反映していただくためのものと考えておりまして、窓口での案内・事前協議の際にこの内容に基づいて協議していきたいと考えております。少しかいつまんでご説明させていただきますと、お手元の資料では6ページをご覧ください。

西新井大師地区の由来といたしまして、明治時代の版面の掲載を考えております。現在、地元協議会のご厚意によりまして、より鮮明な版面をお借りしておりますので、データ化でき次第、もう少しきれいなデータとしてデザインガイドに反映させていきたいと考えております。現物は、今職員が持っているものになりますけれども、こちらをデータ化していければと考えてございます。もしご興味のある方がいらっしゃったら、終わった後に現物を詳しくご覧いただければと思います。

また、次の7ページですけれども、西新井大師の年間行事等を紹介しております。

続きまして、具体的な「和風」の意匠についてということで、13ページでは屋根の形状や勾配を紹介しております。

17ページでは、幹線道路沿いなど、中高層の建物の配慮をパースや写真で紹介しております。

また、20ページでは、門前特有のルールであります門前の道路から63cmの後退について紹介しております。

少し飛びまして、28ページでは「和風」の屋外広告物について紹介し、30ページでは暖簾等による「和風」の工夫について紹介しております。

32ページ以降では、西新井大師地区の「和風」を意識したまち並みのパースを掲載しております。画面をご覧くださいますと、こちらは現在の門前のまち並みのスケッチになっております。このまち並みを赤で示したのが改修です。青は建替えです。そういう改修や建替えの配慮事項を工夫することでこのようなまち並みに近づくというパースの構成となっております。

続きまして、「へ」の字と呼ばれる環七から「へ」という形をした道路の部分になりますけれども、大師前駅方面から見たときのスケッチとなっております。同様に、赤や青の改修・建替えの配慮事項を工夫することでまち並みを誘導していきたいと考えてございます。

また、西新井大師地区には一般の住宅も多いので、一般住宅の工夫についても掲載しております。このようなイメージを持って協議をしていければと考えてございます。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、5ページをご覧くださいいただければと思います。スケジュールとなっております。

本日の景観審議会の後、事前協議対象規模等の変更のため、足立区景観条例の改正も必要となってまいります。足立区議会でご承認いただくことを目標に現在作業しているところでございます。また、条例公布後は3カ月間の周知期間を設けて、7月1日に施行できればと今のところ考えてございます。

予定の中に少し誤りがありまして、「平成31年4月1日 足立区景観条例の公布」と書いてありますけれども、こちらは足立区議会で審議されまして本会議でお認めいただいた後に公布ということになりますので、4月1日からずれると考えております。申し訳ございません。3月の本会議後ということで修正いただければと思います。

以上で第2号議案の説明を終わらせてい

ただきます。ご審議のほど、どうぞよろしく
お願いいたします。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして
何かご意見、ご質問がございましたらよろしく
お願いいたします。

○佐々木委員 この景観計画で西新井大師
地区を組み込んでいくということで、都市計
画審議会での意見聴取の中でも、「和風」の
意匠を意識したまち並みについては具体的
な基準を設けて指導すべきであるというこ
とで、「和風」の具体的な制限を設けること
は地区計画の策定とあわせて検討していく
ということで、今、大竹課長から、次のステ
ップの前に「地元協議会がより強固な規制を
考えたときには」というフレーズが入りまし
たけれども、これは地元が望まない場合には
そのようにはしないという意味なのでしょう
うか。

○大竹都市計画課長 この特別景観形成地
区指定申請をいただいたときに、基本的には
緩やかに誘導していきたいというご意見を
地元の協議会からいただいていたので、その
ときはまだ具体的な制限となる地区計画は
お考えではないのかなと考えておりました
けれども、都計審からも意見がありまして、
具体的な制限が必要だということであれば、
協議会とも相談して、委員がおっしゃるとお
り、地元が必要と思っていれば地区計画の手
続に進めたいと思っております。地区計画は
具体的に条例化されて制限がかかってくる
ものですから、基本的に地元合意がないと地
区計画も成立しないと考えておりますので、
これは皆様とよく話しながら進めていく必
要があるなと考えてございます。

○佐々木委員 例えば、このデザインガイド
ですけれども、8ページ、9ページで、「和
風」の意匠を意識した景観形成事例というこ
とで、葛飾とか台東区の例とか、有名なとこ
ろでは川越とかいろいろありますけれども、
これを幾つか見てみましたけれども、重要な
歴史的な建造物には助成を出したり、規制を
かけるだけではなくて、基本的にこれで規制
をかけても、後ろのほうでまち並みを意識し
たイメージ図がパースとしてきれいにでき
上がっていますけれども、大規模な改修とか
はお金がかかることでありますし、まず聞か
れますけれども、これは基本的には持ち主さん
のお金でやっていかなければいけないこと

なのだろうと思っているのですけれども、ど
うなのですか。

○大竹都市計画課長 委員がおっしゃられ
たとおり今考えておりまして、建物を建てる
にあたりまして、例えば材料ですとかを選択
するときに、より「和風」に近いものを選択
して建てられるようにということで、特に今
のところ区としての助成等は考えていない
というところでございます。

○佐々木委員 建替えとか改築とかそうい
うときに誘導していくということになると
大分時間がかかってしまうのかなというこ
とは予想されるわけですがけれども、今こうい
ったきれいなまち並みがデザインガイドと
してできておりますので、区としては積極的
に誘導策なども、あめとむちではありません
けれども、ひとつ検討していただきたいなど。
これは景観審議会と言うことなのかどうか
はあれですがけれども、そういうところも考え
ていただきたいなと思っているのですけれど
も。

○大竹都市計画課長 こちらのお話につき
ましては、西新井大師周辺地区まちづくり協
議会からも「ぜひ景観形成に関しては助成を」
というお話もいただいております。先ほど
地区計画というお話もありましたが、強力な
制限をするにはそれなりの助成も必要かな
と思っておりますので、これは地元の協議会
からもご意見がありましたから、引き続き検
討していければと思っております。

○倉田会長 よろしいですか。

○佐々木委員 はい。

○倉田会長 では、山中委員、お願いいたし
ます。

○山中委員 こんにちは。山中ちえ子です。

この説明の中でちょっとわかりづらい点
があったので、それだけ確認したいのですけ
れども、眺望点を設けて、そこから見える景
色の中で高い建物が入らないようにという
制限をしっかりとやるのかどうかというこ
とを確認したいのですけれども。

○大竹都市計画課長 デザインガイドの中
で21ページに眺望点を2つ設けさせてい
ただいております。1つ目が「への字」と
門前の道路がクロスしたところから山門を
見たところが22ページの左下のほうに写
真が出ていまして、それから、大師本堂の御
祈願受付所の前のあたりを眺望点2といた
しまして、そこから大師本堂の見え方を2

3・24ページで示させていただいておりますけれども、この上空に抜ける空を守ってきたいということで設定させていただいております。

ただ、今の委員のご質問の、建てられるのか建てられないのかということになると、特に高さはここまでという制限をしているものではないので、建ってくる可能性はあるかと思えます。ただ、我々も検証して、23ページあたりで、後背地がどうなっているのかと見たときに、そこまでに大規模な敷地がないことと、用途地域も高さの関係の制限が入っているということで、例えばですけれども、大師本堂だと100m離れたところが大師本堂からの境界になりますけれども、その敷地で51m以上の高さが建たないとこの上には出てこないということもありますので、そういう建物は建たないだろうと予想してはおりますけれども、建つか建たないかといえ、建ってしまいます。それが建ったときに、より景観に配慮するために、28m以上の建物については事前協議対象として建物を誘導していきたいと考えているところでございます。

○倉田会長 よろしいですか。

○山中委員 はい。

○倉田会長 ほかはいかがでしょうか。

○鈴木委員 1つよろしいでしょうか。

私、この景観デザインガイドを作成する部会にも所属していましたので、西新井大師地区にふさわしい「和風」の景観・まち並みを誘導していくということは十分理解してこういったデザインガイドをつくってきたと認識しているのですけれども、ここには関係されている方がたくさんおられるので、ちょっと私の思いなのですが、こういったまち並み景観とともに、ちょうどデザインガイドの6ページ、7ページを見ていただくと、先ほど明治時代の古い図がございましたよね。この図の中には、人々が西新井地区でたたずんでいたり楽しんでいたりと、もちろん大師様を前にして、そういった光景が描かれている。まち並みが「和風」であるということと同時に、人のいる風景あるいはにぎわいの景観という意味では、足立区にとっては西新井大師様はとても歴史的な資源といいますか、宝物だと思うのです。特に、宗教とは別にして、西新井大師の年中行事を見ていただくとわかるのですけれども、毎月21日のお大師様

の縁日があつて、これは地域のといいますか、足立区以外の方たちもずっと楽しみにしてきていた、にぎわいのある「和風」の景観というものがつくられてきたところではないかと私は思っていて、ぜひ、まち並みという目に見えるものだけではなくて、月1回、何回かににぎわいがあつて、しかもそこには日本的な縁日の風景といったものが足立の西新井大師様にはあるんだぞということが、皆さんの理解といろいろな形でのご支援があつて、そういった伝統的な光景が見られるような場所であり続けていけたらいいなと思っています。

京都の東寺では、弘法様も毎月21日に、境内を含めて、境内を超えてさまざまなにぎわいといいますか、外国人の方は蚤^{のみ}の市みたいに勘違いされている方もいますけれども、いろいろな生活の交易行事も含めて、古きよき日本の姿がそこに見られるというので、今は外国人の方が東寺の市に、観光目的にもなっています。観光目的以上に、日本的な「和風」の風景がそこに見られるということでもあるようです。ぜひそういったことも今後のこの地区の景観づくりに、皆様のご理解と何か施策展開があればと希望しております。

希望的な意見ですけれども、以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、千葉委員も部会のほうですと議論に参加されてこられたので、先ほどご指摘のあったことも含めていろいろ部会でも議論してきていますので、そのあたりを少し補足のコメントをいただければと思います。

○千葉委員 千葉です。

今、鈴木先生から西新井大師のことについてわかりやすい風景の説明があつたと思いますが、私が気になっているのは、今回、西新井大師を取り上げているのですけれども、ほかに足立区では寺町があつて、それから千住の宿場町の風景があつて、足立区ではその3つが非常に重要な「和風」の風景を色濃く持っているのです。

今回は西新井大師なのですが、ぜひそうしたほかの2つの地区も改めて思い起こしていただいて、こういった議論の俎^{そじょう}上に上げていけたらと思うのですが、これは地元のいろいろな活発な動きがないと、このようなところに持ってこられないという話があるのですが、片方で、文化財的な考え方からす

ると、ある程度、区がリーダーシップをとって先手を打つような、多少リードするような形で動いていってもいいのではないだろうかということ、西新井大師の議論を通じて考えた次第です。

以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

これはご意見ということで、特にご返答いただかなくてもいいかもしれませんが、では、課長、よろしくお願いします。

○大竹都市計画課長 第2号議案説明資料1の中で、14ページと15ページのところに、今、千葉委員がおっしゃってありました寺町と旧日光街道について、景観計画上是記載がございまして、この2つの地区は西新井大師の地区と同様に、地元の機運が高まりましたらご申請いただき、特別景観形成地区にできる準備はしている地区でございます。

実際、今動きがあるかということ、なかなかそういう動きも我々のほうには伝わってきていないというところもありますので、千葉委員がおっしゃられているとおり、こちらから仕掛けるとということもあるのかもしれませんが。これは少し事務局としても検討していく必要があるなと考えてございます。

○倉田会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。

ほかになければ、採決させていただきたいと思います。

本件につきまして、異議ないものと決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○倉田会長 それでは、第2号議案は異議のないものと決定いたしましたと思います。

続きまして、第3号議案の説明をお願いしたいと思います。

○大竹都市計画課長 それでは、第3号議案「興野町住宅地区景観ガイドラインについて」ご説明させていただきます。お手元の資料では、A4とA3をとじ込んでおります「第3号議案説明資料」となります。議案書では7ページとなっております。

提案理由ですが、公社興野町住宅は敷地面積が3haを超える一団地のため、建替えにあたりまして景観ガイドラインの作成が義務づけられております。今回、この作成にあたりまして、足立区景観審議会の意見を聞くため提案するものでございます。

なお、景観ガイドライン策定後は、具体的な建替えの際に、高さ15m、延べ面積1,000㎡の建築物については、個別建設事業としての事前協議が必要となってくるということでございます。

続きまして、お手元の資料では8ページとなりますけれども、本件の概要についてご説明させていただきます。

公社興野町住宅は足立区中部、日暮里・舎人ライナー「江北駅」から東に約800m程度に位置しまして、地区の北側600mに環状七号線が通過しております。約4.4haの敷地内には、昭和30年代に27棟760戸の公社住宅が建設されています。当地区は再編整備として、長期活用エリアと建替えエリアに分けまして、東側の一部住棟を建て替える計画となっております。ついては、この再編整備に際し、地区特性を生かした景観形成誘導を図るため、景観ガイドラインを作成するものです。

次に、検討経緯ですけれども、本件はこれまでに景観形成調整部会において、10月、12月の2回にわたり検討を行ってきております。各調整部会の意見と回答につきましては9ページと10ページに記載させていただいております。これらの意見・回答に基づきまして、事務局及び区の各担当部署と事業者で調整を行ってきているところでございます。

それでは、本景観ガイドラインの内容につきまして少しご説明させていただきます。お手元の資料では、右上に「第3号議案説明資料」と書かれたA4とA3一綴りの、A3のほうの1ページとなります。

本地区は、右側のほうにもございますとおり、緑色の長期活用エリアとオレンジ色の建替えエリアに分けて、一部の住棟の建替えを行う計画となっております。

2ページ、3ページは、地区の概要を記載しております。

4ページからは上位計画や関連計画について記載しております。10ページをご覧くださいと思います。興野周辺地区の地区まちづくり計画となっております。興野周辺地区では、興野町住宅を含む周辺の地区について現在まちづくりを検討しております。本景観ガイドラインもこの地区まちづくり計画に基づき作成されております。

続きまして、11ページからは地区の景観

形成上の課題と目標・方針についてでございます。

11ページには、周辺地区の景観特性を記載しております。そして12ページには、地区内の景観特性について記載しております。

13ページでは、本地区の景観形成上の課題として、記載の3つの課題を掲げております。これらを踏まえた本地区の基本目標といたしましては、下段に記載がありますが、**「周辺地域と調和した、良好な住環境と緑豊かで憩いと潤いのあるまち」**といたしまして、方針として右側に記載の3点を挙げてございます。

お手元の資料では14ページとなりますけれども、本地区の景観形成の方針についてでございます。

先ほど申しました方針の①**「周辺地域と安全で快適に繋がる景観の形成」**といたしまして、安全で快適な歩行空間が続く景観、地域の憩いと交流の場となる広場による景観を形成するとしております。

方針の②**「周辺地域と調和した建物景観の形成」**といたしまして、周辺地域との調和に配慮した景観、長期活用住宅ゾーンと建替え住宅ゾーンの一体的な建物景観づくり、多世代の調和を目指す団地形成を行うとしております。

15ページ、方針③では、**「緑豊かな環境の継承と再生による潤いある街並みの景観の形成」**といたしまして、長期活用住宅ゾーンの緑豊かな環境の継承と、建替え住宅ゾーン・公共公益施設ゾーンの緑豊かな環境の継承と再生をしていくとしております。

続きまして、お手元の資料では16ページとなりますけれども、要素別景観形成指針といたしまして、3つの方針を受けた景観形成をするための指針を記載しております。

16ページでは、歩行者空間の創出、沿道の緑化に関する指針を記載しております。こちらは、本地区の歩行者空間について記載のような整備をイメージしてありまして、歩行者空間には、散策中に休憩できるベンチ等による憩いの場の形成や、地域の資産であるイチョウ並木等を原則保存していくとしてございます。

17ページでは、広場・公共公益施設の整備・緑化に関する指針を記載してございます。興野町住宅の周辺は公園が不足しているという声をよく聞きますので、新たな広場整備

や既存広場の活用によりまして、地域に開放された集いの広場を形成することとしております。また、地域の資源であるイチョウ並木やメタセコイア等の針葉樹林群を原則保存するとしております。さらに、公共公益施設ゾーンでは、大きなオープンスペースを創出するとしてございます。

次に、18ページの記載になりますけれども、広場を介した歩行者ネットワークの整備イメージといたしまして、建替え住宅ゾーン周辺の歩行者空間の整備イメージを記載しております。下段のC断面でございしますが、こちらは、地区内に都市計画道路補助138号線が入っておりまして、この整備前後のイメージを記載しております。都市計画道路整備後も緑が継承される計画としております。

19ページになりますが、こちらは建物の高さに関する指針を記載しております。建替え住宅ゾーンでは、歩行者への圧迫感の軽減に配慮した壁面後退や、周辺地域への景観、日影の影響に十分配慮するとしてございます。

次に、20ページとなりますが、建築デザインに関する指針を記載しております。本地区では、建替え住宅ゾーンと長期活用住宅ゾーンで一体的な色彩を施して、団地全体の統一的な景観を形成するとしております。また、建替え住宅ゾーンにつきましては、ファサードデザインとして、低層部と中高層部について記載のような色彩やデザインに配慮するとしてございます。

21ページの記載になりますけれども、こちらは屋外施設、照明、舗装、屋外広告物、環境に配慮した取り組みに関する指針を記載してございます。屋外施設につきましては、調整部会での意見を反映いたしまして、案内板等のサイン計画には、多言語対応やピクトサインの採用など、ユニバーサルデザインに配慮するとしております。また、舗装につきましても、車椅子やシルバーカーの通行に配慮したバリアフリー舗装にしていくとしてございます。

最後に、22ページとなりますが、こちらは色彩基準を記載しております。本地区では、周辺環境との調和を考慮いたしまして、基本色のベースカラーとして温かみとゆとりといった雰囲気を感じ、YR（黄色・赤）系のアイボリーまたは白色とするとしております。サブベースカラーとアクセントカラー

についても、本地区独自の範囲を設けております。右側の緑色の枠内が、本地区で利用できる色彩の範囲を示しているところでございます。

ガイドラインの説明は以上ですが、こちらをお認めいただきましたら、今後これをもとに個別の建替えについても事前協議を行いながら景観形成を誘導していければと考えてございます。

以上で、第3号議案「興野町住宅地区景観ガイドライン」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして何かご意見、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

○村田委員 景観形成調整部会に出席させていただいておりますが、いま一度ご確認をお願いしたいと思います。

3号議案の説明資料の13ページ右側の地図でございますが、公共公益施設ゾーン、東西に走る都市計画道路の南につきまして、先ほどのご説明でオープンスペースの創出というお話がありましたが、この部分は図面上青くなっていますが、基本的には公園等のオープンスペースとして計画の予定でしょうか。

○大竹都市計画課長 13ページ右側の絵で、広場をつくると書いてある右側のところに少し青い部分がございますけれども、ちょうどその下に、縦の都市計画道路の中に「興野保育園」と書いてあるのがご覧いただけますでしょうか。その興野保育園が、ちょうど都市計画道路253号線にあたって将来的な移転が余儀なくされるということがございまして、公共公益施設ゾーンの西側については区立公園を予定しておりまして、その東側については興野保育園の建替えで、保育園をここに誘致できればと今のところは考えているところでございます。

○村田委員 ありがとうございます。

○倉田会長 ほかはいかがでしょうか。

○佐々木委員 18ページに、都市計画道路補助138号線が将来ここにかかってしまうわけですが、基本的にイチョウ並木とかがかかりますけれども、これは移植という方向性でいいのですか。

○大竹都市計画課長 これは138号線に

かかってしまうので、ここにはずっと木は居続けられないということで、実際に138号線の事業をするときに、ここで保存すべき樹木があるのかどうか、まず確認をしていく必要があるかと思っています。その確認の中で、残す必要があるという木がありましたら、それは都市計画道路事業の中で移植ですとかそういう対応をしていく必要があるかと考えてございます。

○佐々木委員 わかりました。

○倉田会長 ほかはいかがでしょうか。

○大竹委員 建替えによる今回の景観ガイドラインということなのですが、現在この建替えというのはいつぐらいを予定しているのでしょうか。また、この都市計画道路の件に関しても、いつぐらいにどういったことをというのは、現時点で計画が出ているところがあれば教えていただきたいと思います。

○稲本まちづくり課長 こちらのまちづくり協議会の事務局をやっていますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今年の31年度から設計に入ります。そして、32年度に解体、33年度に着工という予定になっています。今年度に設計をやらせていただいて、その次の年に解体工事を、その次の年に工事というような、現時点でのそのような予定をJKK（東京都住宅供給公社）から聞いているところでございます。

○犬童企画調整課長 道路の件については企画調整課長からお答えします。

都市計画道路というのは、優先整備路線とって、優先的に整備する路線となっています。この道路は現状ではまだそこに載っていないので、今の時点では未定という状況でございます。

○大竹委員 都市計画道路138号線に関しては議会でもたびたび議題に上るところかと思っていますので、このように景観ガイドラインができ上がって、現時点では案でございまして、これだけイチョウ並木を整えて等々の、せっかくこのガイドラインができたところでございますので、ぜひこの都市計画道路138号線に関しては、東京都に積極的に働きかけを今後とも区として行っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○犬童企画調整課長 補助138号線の興野地区、また江北地区については、大学病院ができるということもありまして、優先順位としては上がってきているのかなと認識し

ております。都に対しても、時期を早めて整備するということとはしばしば問いかけをして、区もどこまで協力できるのかということも含めて、今、東京都と協議しております。

○倉田会長 それでは、山中委員、お願いします。

○山中委員 私からは、今、景観ととてもリンクしているのが健康を保つということだと思うのですけれども、緑をしっかりと残していくといった方針でやっていらっしゃって、すごくうれしいのですけれども、建替え住宅ゾーンの南側の、興野保育園が入ってくる西のほうの広場の一番端っこのところが今は林みたくなっているのですけれども、ここを一体となってやるということによろしいのですよね。

○大竹都市計画課長 16ページの図で見ていただくと今の現況図がありまして、右下が公共公益施設地区になっていて、都市計画道路にかぶるように青いのがある。17ページを見ていただくと「針葉樹林群」と書いてあるところがあるのですけれども、これがどうなるかということによろしいのでしょうか。

○山中委員 私が言っているのは多分同じところのことなのだと思うのです。13ページの図の、建替え住宅ゾーンの南側の三角のところのことです。公共公益施設ゾーンと広場があるところなので、多分同じですよね。

○倉田会長 17ページを見ていただくと、位置がわかりやすいと思います。

○佐々木委員 ここのことを言っているんでしょう。

○山中委員 そうです。同じですね。

○大竹都市計画課長 これは基本的には、まだ都市計画道路事業が来ないので、残したまま一体的に公園として整備していくようにできればと考えているところです。

○山中委員 ありがとうございます。

やはり保育園というところで位置づけるのであれば、しっかりと必要な園庭も含めて保証するという立場で、景観上も必要なことと重なると思うのです。なので、ぜひそれは重視して、広場も残す形ですが、保育園の場所もしっかり確保するという立場で重視していただきたいと思います。

○大竹都市計画課長 保育園の建設につきましては、また個別に対応していきたいと考えてございます。

○倉田会長 よろしいですか。

○山中委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。ぜひそういう立場で、この木を残していくというところでも、木の種類によって大分健康上も変わってくる。喘息を予防していく種類の木もあります。そういったところは、公園課はとても詳しいと思うのです。なので、その辺のところも重視していただきたいと思いますと思っていますが、どうでしょうか。

○臼倉幹事 現在ある既存樹をなるべく残していきたいと考えておりますけれども、喘息にいいかどうか。それは例えば杉の木のことですとか、そのような意味でしょうか。そのあたりについて、もう少し具体的にお話ししていただければと。

○山中委員 わかりました。後で調べて申し上げに行きます。ありがとうございます。

○倉田会長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにはないようですので、採決させていただきますと思います。

本件につきまして、異議ないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○倉田会長 ありがとうございます。それでは、第3号議案は異議のないものと決定したいと思います。

続いて、次第の2、「報告」についてお願いいたします。

○山下景観計画係長 都市計画課景観計画係長の山下でございます。座って説明させていただきます。

それでは、報告書に基づきまして、報告1から報告3について、続けてご説明させていただきます。

まずは、報告1「景観計画推進部会の取り組みの報告について」でございます。お手元の報告書1ページをご覧ください。

景観計画推進部会では、足立区全域に係る景観に関する事項について調査・審議を行っております。つきましては、平成30年度に景観計画推進部会にて審議を行いました3件について報告いたします。

第1号議案では、景観計画推進部会長の選出及び副部会長の指名を行いました。

第2号議案では、西新井大師地区の特別景観形成地区の指定について、先ほどご審議いただきました第2号議案について審議を行ってまいりました。

第3号議案では、景観計画の改定についてでございます。詳細については、右上に「報告1」と書かれたA3の資料でご説明いたします。そちらをご覧ください。足立区景観計画の改定方針（たたき台）についてです。

まず、1の概要ですけれども、足立区景観計画は平成21年5月に策定され、計画期間を5年とし、その後、平成26年度に5年間延伸して、平成31年で10年目を迎えます。そこで、これまでの景観行政による課題を抽出し、本計画の基本理念である「区民が心豊かに暮らすことのできる」足立区の景観を目指した計画の改定にしたいと考えております。

次に、具体的な改定の検討体制についてですけれども、2の図で記載のとおり、足立区と景観審議会で調査・審議等を行うとともに、区民の皆様からはパブリックコメント（区民からのご意見募集）などによりまして進めてまいります。なお、景観審議会では最終的に改定案を取りまとめ、景観計画推進部会では改定内容についての詳細な検討を行ってまいります。また、景観審議会やパブリックコメントでのご意見を踏まえた景観計画改定（素案）については、景観法に基づきまして、足立区都市計画審議会のご意見をいただく予定です。

続きまして、3の改定検討スケジュールの予定ですけれども、先月1月の景観計画推進部会にて、今までの取り組みにおける課題等について整理し、改定方針のたたき台について意見交換を行いました。それを踏まえて、本審議会にて改定方針のたたき台について意見交換させていただきます。今後、2019年度の5月と7月に景観計画推進部会で改定（素案）について検討を進め、9月の景観審議会でご審議いただくとともに、パブリックコメント（案）としての意見交換いたします。その後、景観計画改定（素案）のパブリックコメントを11月ごろに1カ月間行います。その後、2020年1月の推進部会で区の考え方を整理し、2月の足立区都市計画審議会からご意見をいただきます。2020年3月には、景観審議会でのパブリックコメントの作業報告を行うとともに、都市計画審議会の意見を踏まえた改定（案）として最終的な取りまとめを行い、2020年4月ごろの景観計画改定を行ってまいります。

報告1については以上でございます。

続きまして、報告2「景観形成調整部会における審議結果について」ご報告いたします。お手元の報告書2ページをご覧ください。

足立区では、区景観条例に基づきまして、大規模建築物の建築等の事前協議及び開発地区内の個別建設事業にあたり、景観形成調整部会において意見聴取を行い、良好な景観誘導を行っています。前回9月の第28回景観審議会以降、現在までに協議が完了した3件について、その概要をご報告いたします。お手元の報告書3ページには、協議した案件の位置を示してございますので、あわせてご確認ください。また、報告案件における調整部会からの意見と事業者からの回答内容につきましては、4ページから9ページに記載してございますが、ご報告はA4とA3を一綴りにホチキスどめしている資料でご説明させていただきます。

それでは、1件目、報告2-1「花畑団地K1街区施設計画（本社ビル）」についてご報告いたします。お手元の資料、A3とA4を一綴りにしております「報告2-1」と記載した資料をご参照ください。

本件は、花畑地区景観ガイドラインにおいて、高さが15m、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築に該当するため、足立区景観条例第24条に基づく開発地区内の個別建設事業の事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただき、協議が完了したため、その内容についてご報告するものでございます。

1ページですけれども、案内図と事業概要です。本計画地は、足立区の北東部、花畑地区景観ガイドラインのK1街区に位置しております。

3ページですが、公募時の土地利用計画の条件です。

4ページですけれども、ガイドラインにある各軸についての考え方について、建築計画との関連性を検討した結果、5ページのような建物イメージとなりました。

少し飛びますが、11ページでございます。こちらは外構図でございます。桜花亭から続く並木道と連続させるために、桜を植樹してございます。

12ページは全体図です。景観形成調整部会からは「敷地内照明によって防犯に配慮した計画を」というご意見をいただきました。事業者の改善として、「敷地西側の高木をラ

イトアップし、ナイトスケープを演出するとともに、常夜灯として防犯対策に努めます。また、閉店後の駐車場出入口にはチェーン等を設置し、防犯に努めます」という回答をいただいております。

続きまして、13ページはサイン計画でございます。

また、14ページの工程表の次のページですけれども、新たな11ページ、12ページをご覧ください。こちらは、景観形成調整部会のご意見を受けて改善していただきました緑化計画図でございます。部会から、アメニティスペースの形成、にぎわいへの配慮ということで、「外周部へのベンチの設置について検討を」というご意見をいただきました。その結果、当初、北西角の広場のみに設置してありましたベンチを、新たに西側と北側へ2つつつ設置するとの改善回答をいただきました。

以上、部会意見も踏まえて一定の対応がなされたと判断し、平成30年7月に事前協議を完了いたしました。

報告2-1については以上です。

続きまして、2件目、報告2-2「東京女子医科大学東医療センター移転事業」についてご報告いたします。右上に「報告2-2」と書かれたA4とA3一綴りの資料をご覧ください。

本件は、高さ45m、延べ面積が15,000㎡を超える建築物の新築に該当するため、足立区景観条例第20条に基づく大規模建築物の事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただき、協議が完了したため、その協議内容についてご報告するものでございます。

まず、A3の1ページ目をご覧ください。本計画地は、日暮里・舎人ライナー「江北駅」から西へ200mに位置しております。

続きまして、5ページをご覧ください。本計画のコンセプトでございます。景観形成調整部会より、「地域の核となる施設として、景観を主眼とした本計画の特徴について」というご質問をいただき、「東京女子医科大学の河田町キャンパスの旧1号館を継承する落ちついたレンガ調の建物を外観とし、歴史と伝統を継承している」と回答いただいております。

続きまして、6ページの配置図をご覧ください。敷地南側に病院棟と学校・寮棟、北側

に駐車場を配置すると計画しております。

続きまして、12ページがイメージパースでございます。

続きまして、13ページの外構計画図をご覧ください。敷地外周や駐車場の一部にも緑を配置し、それぞれのコンセプトによって計画されております。

続きまして、一番最後のページ、右下に「回答-02」と書かれた資料をご覧ください。こちらは部会の意見を受けまして、まちとの調和を図った計画について記載しております。

概要を申し上げますと、部会から「地域がどこまで病院施設を利用できるのか。憩いの共有空間について」というご質問に対しまして、敷地の中にあります外構について、「一般の通行や広場等の利用が可能。北西広場はできる限り既存樹木を残しまして、中高木をバランスよく新植。周辺の公園と連続した利用が可能な形態として整備する。」と回答いただいております。

また、マニホールド棟というのが北東側にございますが、こちらは医療用配管設備棟ということで、周辺の植栽につきまして、「建設敷地内外からの見え方などについて」というご質問に対しまして、右下のC断面にもございますように、「マニホールド棟が水害対策で地盤を上げた場所に建てる必要があるため、外周道路から見た歩行者のアイレベルとなる斜面については緑化を検討する。外壁の色は病院棟と同様にし、敷地内から見た施設としての調和にも配慮する。」と回答いただいております。また、マニホールド棟の位置でございますけれども、モニターをご覧ください。後の計画変更によりまして、外周道路から見て敷地の内部へと下がっております。これにより、敷地外からの視線につきましてさらなる配慮がなされました。

引き続きモニターをご覧ください。

「建物の東西を軸とした病院入口と南側の表情について、景観演出上のイメージについて」というご質問に対し、画面にもございますけれども、「南東角のエリアについては、病院棟のサブエントランスと学校・寮棟のメインエントランスとして計画し、西側のエントランスと同様、統一感のあるデザインで利用者を迎え入れる空間として設える。建物南側の歩道状空地は、圧迫感を感じさせないよう、基壇部から上層部へ段階的に淡い色とし、

水平方向に分節する色彩計画とする。垂直方向については、南側の景観にリズムを与えるよう、ピッチのよい街路樹の整備計画を検討する。」と回答いただいております。

以上、部会意見も踏まえまして、一定の対応がなされたと判断いたしまして、平成30年8月に事前協議を完了いたしました。

最後に、A4の報告書の7ページをご覧ください。画面にもございますけれども、事前協議完了通知の交付の際に、委員からの要望といたしまして(1)～(4)をお伝えしております。

報告2-2については以上となります。

続きまして3件目、報告2-3「都営江北七丁目団地」についてご報告いたします。お手元の紙資料、右上「報告2-3」と記載したA3とA4一綴りにしております資料をご参照ください。

本件につきましては、江北七丁目地区景観ガイドラインにおいて、高さが15m、延べ面積が1,000㎡を超える建築物の新築に該当するため、足立区景観条例第24条に基づく開発地区内の個別建設事業の事前協議を行いました。景観形成調整部会においてご審議いただき、事前協議が完了したため、その協議内容についてご報告するものでございます。

A3資料の01ページになります。こちらは設計コンセプトでございます。A棟からH棟までの住棟と南北に配置された広場を含めまして、第1期工事から第3期にわたる計画となっております。

02ページの周辺状況ですけれども、日暮里・舎人ライナー「西新井大師西駅」から西へ約500mに位置しております。

少し飛びまして、05ページです。こちらは現況の住棟配置図及び現況写真で、ご覧のとおり住宅団地でございます。

11ページですけれども、こちらは外観透視図(パース)でございます。周辺景観との調和に配慮した色彩計画となっております。

続きまして、12ページです。こちらは緑化計画図でございます。

1枚めくっていただきますと、右下に「回答」と書かれた12ページがございます。こちらが景観形成調整部会のご意見を受けて修正した図面になります。

緑化計画図について、部会より、「ガイド

ラインやパースイメージとの整合を図るため、主要な新植高木を図上に示すよう」ご意見をいただきました。当初の図面では保存樹木やシンボルツリーのための表記だったところを、主要な動線や緑のネットワークを中心に新植高木を示し、それ以外は図面左側の凡例におきまして、足立区緑の保護育成条例に基づく緑化によって整合を図りました。また、新植する桜の品種について、「地域性に配慮し、五色桜についても検討を」とのご意見に対しましては、「可能な範囲で地域性に配慮し、広場内などに五色桜を新植する」との回答をいただいております。

続きまして、19ページです。こちらの屋外外灯照明図をご覧ください。

その次のページに、部会のご意見を受けた結果と比較しながらご覧いただけますが、こちらは部会より「住棟廊下の照明は暖色系器具の検討を」とのご意見をもとに、暖色系の器具を設置するとの回答をいただいております。また、安心・安全な照明計画につきましては、「見通しや動線との関係性、ベンチ周辺の具体的な配置計画を」というご意見に対しまして、主要な歩行者動線を青、ベンチをピンク色で記載しまして、安心・安全な照明計画を示しました。

以上、部会意見も踏まえて一定の対応がなされたと判断し、平成30年10月に事前協議を完了いたしました。

報告2-3については以上となります。

長くて申し訳ありません。引き続きまして、報告3「事前協議案件の工事完了について」ご報告いたします。お手元の資料では、報告書の10ページになります。

報告書10ページですけれども、足立区景観条例に基づきまして事前協議を行った案件で、前回の審議会以降、工事が完了した1件についてご説明いたします。報告書の3ページには本件の位置を示しておりますので、あわせてご確認ください。

それでは、お手元の資料、右上に「報告3」と書かれたA3の資料をご覧ください。

本案件は、延べ面積が約28,000㎡の倉庫業を営む倉庫でございます。延べ面積が15,000㎡を超えるため、大規模建築物として協議を行いました。平成28年度第5回景観形成調整部会に第1回目の審議を行い、その後、計画に大幅な変更が生じたため、平成29年度第4回景観形成調整部会にて

再度審議を行いまして、同年11月に事前協議が完了したものでございます。

2ページは計画時のパース、次の3ページは完成時の写真です。

4ページは正面入口付近の写真でございます。前面道路の渋滞解消を理由に、門入口の車止めバリカーを取りやめまして、両端をチェーンで留めるタイプに変えて、トラックが敷地内で容易に待機できるよう配慮しております。

5ページは、空から見たパースと写真、夕景としてライトアップした写真を載せております。

また、9～10ページの写真ですけれども、本敷地の西側に江北ウォーキングコースもあるため、連続性を持たせるために桜を植樹いただきましたので、その写真を載せさせていただきますいております。

報告3については以上です。

○倉田会長 ありがとうございます。

報告につきましては、かなり資料も多くて報告事項が多かったのですけれども、一括してご質問を受けたいと思います。3件の報告につきまして何かご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

○山中委員 花畑の報告に関連してなのですが、高齢化率が大変高い団地がすぐ近くにあって、ベンチを両側に設けるといったことで意見に対して措置がなされたということなのですが、全部の面で設けていただけないかなというのが1つです。どうでしょうか。

○大竹都市計画課長 これは協議完了の報告なので、今から意見をというのは少し難しいかなと思っておりまして、山中委員のご意見ですけれども、実際、ベンチはたくさんあったほうがいいということで「ベンチが文化をはかる度合いだ」というような話もあって、なるべくベンチを多くという中で、花畑地区の中ではK1街区の北側と西側が大きな景観上の軸になっていて、そこに対して重点的にやるべきだということで、東側については駐車場しかなくて、にぎわいということではここはベンチを置いても閑散としてしまうのかなということですか、南側は出入口ですとか駐輪場がある関係で、そこに人がいると危ないということもあったりして、西側と北側の公園ですとか広場を設えたところににぎわいをつくって人が集えるようにした

いということで、今回の計画になっているところなんです。話としては、ベンチをたくさんという話はございました。

○山中委員 よろしく申し上げます。以上です。

○倉田会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「その他」についてご説明をお願いいたします。

○大竹都市計画課長 「その他」ですけれども、今回特に事務局として「その他」の議案は特にはないのですけれども、委員の皆様から何かございましたらと思いまして、何か「その他」でご意見等ございますでしょうか。

○倉田会長 いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、今日の議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

○大竹都市計画課長 倉田会長、議事進行ありがとうございます。

最後に、事務局から事務連絡でございます。

次回の審議会の開催日程でございますけれども、今年の9月ごろを予定してございます。開催日がまだ先で確定しておりませんので、決定次第改めてご案内させていただければと思います。

また、本日お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局にお申しつけいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

それでは最後に、倉田会長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

○倉田会長 今日は議事案件が結構ありましたけれども、皆様のご協力で無事コンパクトに終了することができました。ご協力どうもありがとうございました。

先ほどもお話がありましたように、景観計画について10年を迎えるということで、部会のほうでも今後その中身について検討していく予定でございますので、委員の皆さんにもぜひいろいろありましたらアドバイス等をいただければと思っております。

本日はどうもありがとうございました。